

定 款

クックビズ株式会社

# 定 款

## 第1章 総則

(商 号)

第1条 当社は、クックビズ株式会社と称し、英文では *Cookbiz Co.,Ltd.*と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

- (1) 有料職業紹介事業
- (2) 企業の人材の採用、育成及び能力開発に関する研修・セミナー・コンサルティング業務
- (3) 求人広告の企画製作及び求人広告誌の企画製作発行
- (4) 労働者派遣事業
- (5) 飲食店の経営指導、企画立案及びコンサルティング業務
- (6) 飲食店の経営
- (7) 食料品（魚介類、畜肉、野菜、果物、穀物、豆類、麺類並びにこれらの冷凍物、乾物、缶詰）、清涼飲料水、酒類、油脂、茶、香辛料、飼料、肥料、水産加工物、山菜、その他の販売、卸業、輸出入業
- (8) インターネットを利用した電子商取引サイトの企画、制作、運営及び管理
- (9) 外食産業の発展に寄与する、関連業界へのリサーチ・コンサルタント・企画・マネジメント業務
- (10) 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、700万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己株式の取得)

第9条 当社は、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第3章 株主総会

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年11月30日とする。

(招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。

2 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときには、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

### 第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第 18 条 当会社の取締役は 5 名以内とする。

(取締役の選任方法)

第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 25 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会議事録)

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領及び結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名する。

(取締役の責任免除)

第 27 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって同法第 4 2 3 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

(報酬等)

第 28 条 取締役に対する報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益は、株主総会の決議により定める。

## 第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第 29 条 当社の監査役は 4 名以内とする。

(監査役の選任方法)

第 30 条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第 32 条 監査役に対する報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益は、株主総会の決議により定める。

(監査役の責任免除)

第33条 当社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(常勤監査役)

第34条 監査役会は、その決議によって、常勤監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。

ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。

2 監査役の全員の同意があるときは、招集の通知をしないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会議事録)

第37条 監査役会における議事の経過の要領及び結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役が記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第38条 当社の監査役会に関するその他の事項は、監査役会で定める「監査役会規程」による。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第39条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第 40 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 41 条 会計監査人に対する報酬等、賞与その他の職務の執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益は、監査役会の同意を得て取締役会の決議により定める。

## 第 7 章 計算

(事業年度)

第 42 条 当会社の事業年度は、毎年 1 2 月 1 日から翌年 1 1 月 3 0 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 43 条 当会社は、株主総会の決議によらず、取締役会の決議をもって会社法第 4 5 9 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 44 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 1 1 月 3 0 日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 5 月 3 1 日とする。

(配当金の除斥期間)

第 45 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れる。